

中国における国益論争と 核心的利益

前田宏子 まえだ ひろこ

政策シンクタンク PHP 総研 国際戦略研究センター
主任研究員

Talking Points

1. 「台湾は中国の核心的利益」という言い方は胡錦濤政権期に定着したが、政権発足時には異なる使い方をされていた。中国政府は、新たな時代の米中関係を象徴する言葉として、「核心的利益」に新しい定義を与えようとしたが、それが国内外で議論を呼び、中国国内でもさまざまな解釈が提示されるようになってきている。
2. 中国において「核心的利益」という言葉は、国家利益の定義を精査する過程で誕生したというより、台湾問題の中国にとっての重要性、さらに他国（特にアメリカ）への警告と牽制のために用いられた、極めて政治的な用語だった。しかし、本来は中国独自の意味で用いられていた「核心的利益」を、より一般的な国益定義に収斂させようとする過程で、言葉の使用や解釈をめぐる矛盾・混乱が起こっている。
3. 中国国内で「核心的利益」を拡大しようとする強硬派の主張は世論に対し影響力をもつ一方、学術的、論理的に「核心的利益」を分析しようとする見解の中では、この言葉の使用について慎重な姿勢が目立つ。新しく登場した利益・問題を核心的利益と呼ぶべきか否か、核心的利益と認めるべきではあるが宣言すべきでないのか、「核心的利益」でなく別の名称で呼ぶべきなのか、中国国内でも議論や問題意識は様々に分かれている。今後、この言葉の定義がどのように収束していくかは、中国がどのような対外政策方針を展開していくのかによって定まる。

はじめに

2010年以降、中国の対外政策を論じる際、「核心的利益」という言葉が注目を浴びるようになり、外国メディアなどで頻繁に使用されるようになった。きっかけは、中国政府高官が南シナ海を「核心的利益」と発言したという報道であり、中国が対外政策の基本方針を変更する兆しかと話題になったが、発言の真偽が不明であるにもかかわらず、一部の外国メディアや識者は、あたかもそれが確定した事実であるかのように扱い、また中国内部の対外強硬派は自己の主張を繰り広げる際に、この言葉を恣意的に使用した。

言葉が一人歩きしていく中、中国国内ではこの言葉をどう解釈すべきかを巡る議論が起こった。その内容を分析すると、従来から中国国内に存在していた国益論争の影響を受けているのを見てとることができる。80年代後半から、中国国内では世界情勢をどのようにとらえ、中国の国益をどう定義すべきかという論争が起こり、リアリズムやリベラリズム、コンストラクティビズムのアプローチによる分析がなされてきた。近年では、グローバル化が進み海外における中国の利益が増大する中で、自国の国益をどう位置づけるべきかという議論が盛んになっており、そのような中で、核心的利益に関する議論が起こったのである。

本稿では、まず、中国において「核心」という言葉はどのような用いられ方をされてきたのか、また、「核心的利益」という言葉が現在のような意味に定着するまでの経緯を紹介する。次に、昨今生じているこの言葉の解釈をめぐる中国国内の議論を分析し、中国自身は自国の国益や国際社会における立場をどのように認識しているのかを分析する。

中国外交の文脈における「核心的利益」という言葉は、胡錦濤が国家主席になってから定着した言葉である。中国共産党にとっての台湾問題の死活的な重要性和特殊性を

強調するこの言葉は、胡錦濤が党の最高指導者に就任したばかりの頃には現在とは微妙に異なる使い方をされていた。その持つ意味がどのように変遷してきたかを辿ることは、この十年で中国を取り巻く環境や中国自身の認識がどのように変化してきたかを考察する上でも有用である。

1. 「核心的利益」という言葉の由来

中国の首脳が発言や外交文書に「核心的利益」という言葉が登場するようになるのは2000年代に入って以降のことであり、特によく用いられるようになったのは2000年代半ば、中国国内で台湾政策に関する強硬論が高まったときである。また、中国ではこの言葉は外交・安全保障の分野以外でも一般的に使用されており、鍵となる重要な問題を指すときに用いられている。中国学術情報データベース(CNKI)で「核心的利益」という言葉を検索にかけると、「企業にとっての核心的利益」、「投資における核心的利益」、「高校教育における核心的利益」など、様々な分野の論文がヒットし、論文数としては圧倒的にそちらのほうが多い。

また、政治の文脈においては、中国共産党の文書で「核心」と言及される時、それは特別な意味を有していた。1994年9月の第14期4中全会のコミュニケにおいて、鄧小平を「核心」とした第二世代から、江沢民を「核心」とした第三世代へ「中央領導集団への引継ぎが完了した」と明記されて以来、「核心」は名実ともに政治中枢の実権を握っている最高指導者を形容する言葉となった。それゆえ、胡錦濤が2002年の第16回党大会で党主席となり、翌年3月の全人代で国家主席に就任した後も、「胡錦濤同志を総書記とする中央領導集団」と呼ばれ、「核心とする中央領導集団」と称されなかったのは、胡錦濤が党指導部における権力をいまだ掌握しておらず、江沢民が強い影響力を保持している証左とされたのである¹。

外交・安全保障の文脈における「核心的利益」につい

1. 小島朋之『崛起する中国—日本はどう中国と向き合うのか』、芦書房、2005年、12-15頁。

ては、この2、3年でこの言葉が国内外で注目されるようになって以降、メディアや研究論文で急速に取り上げられる数が増えてきている。(以下、本稿では断りがない限り、「核心的利益」は外交・安全保障の文脈における用語として扱う)

台湾を中国の「核心的利益」と呼ぶのが定着するようになるのは、2004年以降のことである。それ以前にも台湾問題について言及するときに「核心」という言葉が用いられることはあったが、興味深いことに、その使用のされ方は現在と異なっている。たとえば2002年5月、当時まだ国家副主席であった胡錦濤が訪米し、ブッシュ大統領(当時)と会談したときには「台湾問題は中国の主権と領土保全に関わる問題であり、米中関係における最も重要で敏感な核心的問題である」と述べており、「核心的」は、あくまで米中関係を左右する問題という文脈で用いられている²。胡錦濤が国家主席に就任した後、2003年6月のエヴィアン・サミットでブッシュ米大統領と会談した時点でも、同じ様に「台湾は米中関係における核心的問題」だと述べている³。

しかし、2004年以降、その用い方に変化が起こり「台湾は中国の核心的利益」と言われるようになっていく。当時、台湾総統であった陳水扁は、「一辺一国」論を唱え、独立志向を強く打ち出していた。2004年3月の台湾総統選で陳水扁が再選されると、中国側には不満と焦りが募り、対台湾政策に関する強硬論が中国国内で強まる。2005年3月の第10期全人代では、台湾に対する武力行使を合法化する反国家分裂法(国家分裂防止法)が制定され、中国の強硬姿勢に対する周辺諸国の懸念が高まった。反国家分裂法が制定される少し前、中国国内で台湾政策が盛んに議論されている最中の2004年11月、チリAPECに参加した胡錦濤は、ブッシュ米大統領との会談で台湾問題について「国家主権と領土保全を守るのは中国の核心的利益である」と述べ⁴、シンガポール

のリー・シェンロン首相との会談においては「台湾問題は中国の核心的利益に関わる問題」と発言するのである⁵。その翌月には、呉邦国・全人代常務委員会委員長が「台湾問題は、国家主権と領土保全に関わる問題で、中国の核心的利益に属する問題」と発言し⁶、「台湾は中国の核心的利益」という言い方にかかなり近づいている。ちなみに、当時、軍事科学院戦略研究部研究員であった羅援は「アメリカは(台湾のために)13億の人口を抱える核保有国と戦争を行う気などなく、台湾はアメリカにとって核心的戦略利益とは言えないが、中国にとってはどのような犠牲も厭わない核心的戦略利益である」と述べており⁷、「核心的利益」という呼称がまだ完全に定着していないことが分かる。いずれにせよ、羅援などが主張した議論や反国家分裂法の制定と相まって、「核心的利益」とは、中国の領土保全に関わる問題であり、かつ、そのためには武力の行使も厭わない問題、すなわち台湾問題を指す言葉として用いられるようになるのである。

当時、この「核心的利益」の定義に対し、中国国内で異議を唱える議論は生まれなかった。胡錦濤政権が台湾に対し厳しい姿勢を示したのは、そうすることによって国内における強硬派の意見を封じ、戦争が勃発してもおかしくないほどの緊張状態を緩和するためであったという見方もある⁸。また、「核心的利益」の提示は、中国にとって決して譲歩できないボトムラインを示し、絶対的な利益を限定することによって、米中の衝突を回避するのに有益であるという観点から、対外強硬派のみならず、国際協調派からの支持も得やすかった⁹。

その後、台湾だけでなく、チベットや新疆ウイグルで暴動が発生し、他国が中国政府の対応を批判した際にも、「核心的利益」という言葉が適用されるようになったが、これらの地方は領有権をめぐり他国との係争が存在する地域ではなく、従来からの中国の主張と矛盾するものでもなかったため、それほど問題視されることもなかった

2. 『人民日報』2002年5月3日。

3. 「2003年6月1日 胡錦濤晤布什重申在台問題上的原則」『人民網』、(<http://tw.people.com.cn/GB/14864/14918/3063029.html>) 2011年12月29日にアクセス。

4. 『新華網』、2004年11月21日。

5. 『京華時報』2004年11月21日。

6. 『中国新聞網』2004年12月21日。(<http://www.chinanews.com/news/2004/2004-12-21/26/519417.shtml>) 2011年12月28日にアクセス。

7. 『環球時報』2004年12月20日。

8. リチャード・マクレガー『中国共産党一支配者たちの秘密の世界』、草思社、2011年。第4章。

9. 例えば、「达巍：中国为什么要宣示核心利益？」『環球時報』2010年7月17日。「朱鋒：南海問題要慎用“核心利益”说法」『國際先驅導報』2011年1月10日。

のである。

2. 「核心的利益」の変化—中国の台頭と国益論

突如、「核心的利益」という言葉が注目されるようになったのは、2010年3月、訪中したスタインバーグ米 국무副長官らに、中国高官が「南シナ海は中国の核心的利益」と発言したという報道がなされてからである¹⁰。この発言について中国側は後に否定しており、「そのような発言はしていない」、「正しくは“南シナ海問題の解決が核心的利益”と述べた」という説明などがなされた¹¹。また実際、中国政府の公式文書などで、南シナ海を核心的利益と位置づける資料は管見の限り見当たらない。この会談の議事録やそこに同席していた米中双方の参加者からの証言もない状況で、発言の有無や意図について論じて意味はなく、その発言が実際になされたかどうかは本稿で問題としない。ただ事実として言えるのは、発言の真否に関わらず、この報道は海外で広く報じられ、中国に対する警戒感を煽ることになり、それが中国国内での議論を呼び起こすことになったということである。

海外の注目が集まった背景には、2009年頃から、中国国内で対外強硬論が目立つようになっており、周辺諸国の懸念が高まっていたという事情がある。また実際の行動としても、南シナ海で中国艦船が米海軍調査船「インペッカブル」や、ベトナム、フィリピンの艦船などに対し、妨害・衝突事件を引き起こすという事態が発生していた。

さらに、発言当時はそれほど注目されなかったが、2009年7月、ワシントンで開催された米中戦略経済対話に参加した戴秉国（国務委員）は、核心的利益について次のように述べていた。「米中関係が長期にわたり健全で安定した関係を維持し発展するためには、相互理解と、互いがそれぞれの核心的利益を支持し尊重すること

が重要である」、「中国の核心的利益とは、第一に基本的制度と自国の安全の維持、第二に国家主権と領土の保全、第三に経済社会の持続的かつ安定的発展である¹²」

戴秉国の話した内容は、台湾、チベット、新疆ウイグルを「核心的利益」としていたそれまでの解釈とは明らかに異なるものだが、何が核心的利益にあたるのか具体的な言及はなかったこと、さらに、米中戦略経済対話での発言で、人民元為替レートをはじめ様々な経済問題も討議される場であったことから、さほど注意を引くことがなかったのだと推測される。しかし、この米中戦略経済対話の4カ月後、2009年11月にオバマ大統領が訪中した際の米中共同声明に、「核心的利益」という言葉が初めて盛り込まれたことから、戴秉国はその場の思いつきで核心的利益について発言したわけではなく、中国政府内部で何らかの検討がなされていたであろうことが伺える¹³。

戴秉国がこの時期に「核心的利益」に新しい定義付けを行い、中国側がこの言葉を米中の外交文書に盛り込もうとした背景について知るためには、今後の研究に委ねるしかない。ただ、2009年4月のロンドンG20における胡錦涛国家主席の「核心的利益」への言及に、小さいが興味深い変化が認められることに注意しておきたい。そのことが3カ月後の戴秉国発言にも関係している可能性がある。

オバマ米大統領との会談で、胡錦涛は「核心的利益」という言葉を二度発しているが、いずれも「双方は互いの核心的利益を尊重し・・・」、となっている¹⁴。中国首脳が核心的利益について言及する際、「互いの」という言葉を冠したのは、おそらくこれが初めてであろう。アメリカの衰退と中国の台頭が顕在化し、2005年には「責任あるステークホルダー」論、2008年頃からはG2論などが注目されるようになる中¹⁵、中国でも米中関係

10. Edward Wong, "Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power," *New York Times*, Apr 23, 2010. 「南シナ海は『核心的利益』と中国 米高官に初表明」『共同通信』2010年7月4日。

11. 著者が、中国人研究者や中国人外交官にインタビューした際の回答による。

12. 「首轮中美经济对话：除上月球外主要问题均已谈及」『中国新聞網』2009年7月29日。
(<http://www.chinanews.com/gn/news/2009/07-29/1794984.shtml>)

13. 米中共同声明における核心的利益に関する言及は下記の通り。「両国は、互いの主権と領土保全の尊重という原則が、米中関係を導く3つのコミュニケの核心であることを改めて表明する。・・・両国が互いの核心的利益を尊重することが、米中関係の発展にとって極めて重要であることを確認した。」"U.S.-China Joint Statement," The White House, Nov 17 2009.
(<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/us-china-joint-statement>)

14. 「胡锦涛同美国总统奥巴马1日在伦敦举行首次会晤」『新華社』2009年4月1日。
(http://www.gov.cn/ldhd/2009-04/01/content_1275197.htm) 2012年1月15日にアクセス。

15. 「G2論」はそれ以前から存在していたが、人口に膾炙するようになったのは米ビクターソン国際経済研究所のフレッド・バーグステン所長が2008年に下記論文を発表してからである。C. Fred Bergsten, "A Partnership of Equals", *Foreign Affairs*, July/August 2008.

をより対等な関係に捉えなおすべきだという声が高まった。核心的利益についても、それまでは中国の利益を尊重するよう他国（特にアメリカ）に要求するばかりであったが、その方針を相互的なものに改善すべきであるという意見が登場したとしてもおかしくはない。そして「互いの」とするのであれば、アメリカの核心的利益は何にあたるのかということ、当然中国側は検討したはずである。その研究・分析の結果が、中国側の「核心的利益」解釈にも反映され、2009年7月の戴秉国発言につながったのではというのが筆者の推測である。実際、この後に中国政府関係者から「核心的利益」の発言が出るさいには、しばしば「互いの核心的利益を尊重し」という表現が用いられるようになっていく¹⁶。

「核心的利益」という言葉は、特に米中関係との文脈で使用され、変化を遂げてきたが、中国政府がこの言葉により論理的な定義を与えようとしたとき、国内の国益論争からも影響を受けた可能性がある。中国では80年代から欧米の国際関係理論から影響を受けた国益論争が繰り広げられた。その時々中国を取り巻く国際情勢にいかに対応すべきかという問題意識が出发点となっており、冷戦終結間際の東欧諸国の崩壊、ソ連の崩壊、民主化の波、多極化、グローバル化などについて、リアリズムやリベラリズム、コンストラクティビズムのアプローチによる分析がなされてきた。そして、2000年代半ばからは中国の国力上昇や海外に存在する利益の増大、国際社会からの中国に対する期待と要求の増加に、中国はいかに対応すべきかという観点からの国益論争が盛んになっている。

たとえば、北京大学の王逸舟は、中国の国家利益がますます伝統的な国境をこえ、海外に存在するようになっていく趨勢を強調する。70年代、世界でもっとも多い海外旅行客はアメリカ人だったが、80年代から90年代にかけては日本人が1番となり、今では中国人がそ

れに取って代わった。中国人の海外労働者、留学生も増加の一途を辿っている。宇宙空間や海洋における戦略利益も増大しており、中国の国家利益の実現のためには、これまでと異なる新しい戦略が必要であると主張する¹⁷。そして、現在の世界における相互依存の進化や国際制度の役割に注目し、自国だけで国益を守るのは不可能として、国益実現の手段として国際組織や多国間協力、他国との協力などの重要性を強調する。

他方、清華大学の閻学通は、国家利益は①国際社会における国家のパワーの上昇と下降、②国家を取り巻く国際環境、③技術の進歩が引き起こす重大な変化、から影響を受けると指摘する。改革開放から30年間、中国は安全保障、政治、文化などの国益の中でも経済を優先することが多かったが、その優先順位を見直すべきであり、さらに、各利益の中における優先順位も時勢に応じて見直されるべきである、と主張する。たとえば経済的利益における資金、資源、技術などの利益の中で、20年前には資源はそれほど重要な問題ではなかったが、今では欠くことのできない重要な利益になっていると指摘する。海外に広がる国益を守るために軍事力の強化に努めるとともに、国際規則を制定する力を獲得しなければならないと強調する¹⁸。

新しい国際情勢下における中国の国益をどのような手段で守るべきかについては、強硬派と国際協調派で意見が異なるが、中国の国益が海外に広がっており、それに対応するための能力と実力を備えなければならないという認識はほぼ共通のものとなっている。このような「新しい国益」に関する議論と核心的利益の議論が折り重なり、あるいは混同されて、中国国内でも核心的利益に関する様々な見解が提示されるようになっていく。

3. 「核心的利益」定義をめぐる議論

2010年3月の「南シナ海は中国の核心的利益」報道

16. 例えば、2009年11月のオバマ訪中に関する周文重駐米大使のコメント-「中美关系发展关键在于尊重彼此的核心利益」『人民網』2009年11月7日 (<http://world.people.com.cn/GB/57507/10336361.html>) ; オバマ米大統領訪中時の米中共同声明における記述。2009年11月17日 ; 2010年5月に北京で開催された第2回米中戦略経済対話での胡錦濤の発言「胡锦涛：中美要尊重彼此核心利益和重大关切」『新華網』2010年5月24日 (<http://politics.people.com.cn/GB/1024/11677916.html>) ; 2011年1月にゲイツ米国防長官訪中時の徐才厚中央軍事委員会副主席の発言「徐才厚会见美国国防部长盖茨」『新華網』2011年1月10日 (http://news.xinhuanet.com/politics/2011-01/10/c_12965665.htm) ; 2011年1月の胡錦濤訪米に関する崔天凱外交部副部長(外務次官)の演説「崔天凱：胡锦涛主席访美是中国外交2011年的开篇之作」『新華網』2011年1月15日。
17. 王逸舟「国際制度と中国の国家利益」許嘉主编『中国国家利益与影响』时事出版社、2006年。
18. 閻学通「崛起中的中国国家利益内涵」『中国国家利益与影响』前掲。

以来、「核心的利益」に対する海外の関心が集まり、その反響によって中国国内でもこの言葉が頻繁に用いられるようになったが、その意味に対する解釈は統一されておらず、研究者の間では定義に関する議論が盛んになされるようになった。メディアやインターネットで、南シナ海だけでなく、東シナ海や黄海、海外における中国企業の資産なども「核心的利益」と呼ぶ記述が登場する一方、中国人研究者や政策担当者からはそれを打ち消す発言が相次いだ。そして、2010年12月には、戴秉国国務委員の名前で外交部ホームページに「中国は平和発展の道を堅持する」という論文が発表され¹⁹、その要約が『人民日報』に掲載²⁰、その中で核心的利益に関する定義がなされるのである。

2万字に及ぶ戴論文の主旨は、中国の発展は平和的な国際環境なしに達成できず、これまでと同じように中国は平和発展の道を歩むというものである。その中で、核心的利益について以下のように定義している。(1) 中国の国体、政治体制、政治の安定、すなわち共産党の指導、社会主義制度、中国の特色ある社会主義。(2) 中国の主権の安全、領土保全、国家統一。(3) 中国の経済社会の持続可能な発展という基本的保障。また、これらの定義に続き、核心的利益として具体的に挙げられているのは台湾のみである。この3つの分類による定義は、2009年7月の米中戦略経済対話における発言をもとに整理したものと見ることができる。核心的利益の定義が曖昧であることが、周辺諸国の中国に対する警戒につながっているという見解が中国内でも多く見られ²¹、中国脅威論を打ち消すためにあらためて中国外交方針を示す必要があると考えられたのであろう。

戴論文が発表される前後、中国国内で発表された核心的利益に関する論文などでは、国益を(1) 核心的利益、(2) 重要な利益、(3) 一般的な利益、と分類するものが多い。論者によっては、(4) 二次的な利益、を加えて4つに分類するものもある。核心的利益とその他の国益

を分ける基準として、たとえば上海市委党校の王公龍は(1) 国益の中においても特に優先されるべき利益、(2) その利益が損なわれると他の国益も維持することができないという関連のある利益、(3) 妥協が不可能である利益、(4) 脅威に直面している利益(重大な利益をすべて核心的利益として列挙することは不可能であり、損なわれる危険に面している重大な利益を核心的利益とすべき)、という基準を挙げている²²。

国益を重要度によって分類する方法は中国独自のものではなく、欧米の国益論でも見られる手法であり、実際に中国の研究でもアメリカの国益の定義に言及している論文が少なくない。たとえばアメリカの著名な学者や政治家が参加して作成したアメリカ国益委員会のレポートは、国益を①死活的に重要な利益、②非常に重要な利益、③重要な利益、④重要性のやや劣る、或いは二次的な利益、の4つに分類している²³。そして、何が死活的に重要な利益にあたるのかということについて、レポートは5項目を提示しているが、その中にはアメリカの安全保障や領土の保全のみならず、国際システム(貿易、金融市場、エネルギー供給、環境)の破局の防止という項目も含まれている。アメリカなど外国の国益概念なども研究しつつ「核心的利益」を定義しようとしていた中国が、領土保全や国体の保持だけでなく、繁栄を維持するためのシステムを守ることも死活的利益とされている状況を見て、「中国の経済社会の持続可能な発展という基本的保障」を加えたのだとしても何ら不思議なことではない。

ただ、実際には戴秉国論文における「経済社会の持続可能な発展」という新しい定義が、今後、拡大的に援用されるのではないかと心配する声が海外には存在し、たとえば復旦大学の蘇長和も、この3つ目の定義については注意が必要だと指摘している。いわく、1番目と2番目の定義(中国の国体、安全保障)が核心的利益だというのは疑いの余地がないが、3番目の「経済社会の持

19. 「中国国務委員戴秉国：堅持走和平發展道路」中国外交部ホームページ、2010年12月6日。
(<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t774662.htm>)

20. 「戴秉国：中国堅持走和平發展道路 并非拍脑袋的产物」『人民日報』2010年12月13日。

21. 例えば、「朱鋒：南海問題要慎“核心利益”說法」『國際先驅導報』2011年1月10日；王公龍「關於國家核心利益的幾點思考」『國際展望』2011年第4期；趙毅「把中國的核心利益界定得更清晰準確」『世界知識』2011年第14期。

22. 王公龍、前掲。

23. “America’s National Interests,” (A Report from The Commission on America’s National Interests), July 1996.
(http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/americas_interests.pdf)

「持続可能な発展の基本的保障」は融通に解釈することが可能である。中国の経済社会の発展は、国外の外部要因に依拠する部分がますます増大しており、海外に存在する中国企業の投資や資産、資源・原材料の原産地や輸送路の安全、貿易や金融の安定性など、そのような海外利益をすべて核心的利益とするのは困難だと指摘する。例えば海外で活動する企業や中国人に問題が発生しても、それが中国の発展を阻害するような巨大な利益でない限り、なるべく国家の公権力の介入による解決ではなく、国際法や領事制度、相互保護条約の充実などによる解決を目指すべきだと主張する²⁴。

「経済社会の持続的発展」は、資源ナショナリズムの観点から、核心的利益を拡大的に解釈しようとする勢力からも根拠とされる危険がある一方、北京大学の王緝思は、中国の現代化と人民の生活向上の継続という核心的利益を維持できるかは、世界の安定にかかっている部分が大きく、平和的な国際環境を作り出すことが中国の利益にかなうと主張する。そのためには、周辺国との領土問題など、主権と安全保障に関わる困難な問題も、平和的な方法で解決しなければならない。また、中国は既に世界におけるほとんどの経済システムに参画しているが、市場経済システムにより適応していくために、一層努力しなければならない部分があると指摘する²⁵。

領土保全や政治体制の維持が核心的利益にあたるという定義については、中国国内でも意見の相違は見られないが、どの地域や問題を核心的利益と特定すべきなのかについて、国防大学の韓旭東は、核心的利益の具体的な羅列は実際には困難であると述べ、さらに、「核心的利益」の乱用は軍事力の柔軟性を弱めると批判している。軍事力は行使される場合だけでなく、抑止という面でも重要な役割を果たす。しかし、いったん「核心的利益」と認定された問題は、軍事力を用いても死守しなければならない利益ということになり、軍事力の弾力性がかえって損なわれることになるというのである。そして、核

心的利益を守るためには軍事力を含む国家の総合国力が重要となるが、中国にはすべての核心的利益を護るための総合国力はまだ備わっていない。さらに、「核心的利益」ではないその他の国益を軽視するという誤ったメッセージを送ることもなりかねず、この言葉の使用は慎重であるべきと主張している²⁶。国防大学の趙毅も同様の主張をしており、軍事力は核心的利益を護るための有効かつ最終的な手段であるが、現代の国家間利益の交錯、相互牽制の拡大という状況の下では、政治、経済、文化、軍事など多様な手段を通して核心的利益の保護を図るべきだと主張している²⁷。彼らの見解では、領土・領海問題は核心的利益に関わる問題だが、それは何れの国にとっても同様であり、「核心的利益」と宣言することは政治的にも軍事的にもマイナスであると捉えている。

それに対し、復旦大学の陳志敏は、国家主権や領土保全の維持が核心的利益にあたる以上、釣魚島（尖閣諸島）や南沙諸島における中国の領有権は中国の核心的利益に該当すると主張する。しかし、それは同時に中国自身の国益にもかかわる国際的な共同利益の問題でもあるため、中国は平和的な方法で周辺諸国との関係を処理しなければならない、と述べている²⁸。

この陳の解釈は、中国以外の多くの国でも採用している国益の考え方に近く、分かりやすい説明である。しかし中国にとって問題となるのは、この核心的利益の解釈では、台湾問題のもつ重要性を軽減してしまうという点である。「台湾は中国の核心的利益」と述べるとき、そこには武力行使も躊躇しないという姿勢を強調し、他国への警戒ならびに抑止を狙う意図がある。死活的利益の保護のためには、やむをえない場合に武力行使も辞さないというのは、ほとんどの国家に共通して言えることだが、武力行使の可能性が具体的かつ目前に迫っている場合でない限り、外交政策の柔軟性を維持するため、特定の問題について「武力行使も辞さない核心的利益」と言い続けることは普通はしない。北京大学の朱鋒は、中国

24. 苏长和「中国海外利益管理的新视角」『探索与争鸣』2011年第8期。

25. 王緝思「中国大战略求索」『领导文萃』2011年第20期。

26. 韩旭东「慎用国家核心利益」『瞭望』2010年第30期。

27. 赵毅、前掲。

28. 陈志敏「核心利益与共同利益的中国抉择」『东方早报』2010年12月28日。

外交において「核心的利益」とは、絶対に譲歩できず、交渉する余地もなく、干渉を許さない問題を指す場合、具体的には台湾やチベット問題を指す場合に用いられてきた、と述べる。そして、中国が抱える対外政策上の問題を次々に「核心的利益」とするならば、むしろ核心的利益の概念は弱まってしまうと批判する。そして、国益を重要度に応じ分類する際、彼は「核心的利益」という言葉を避け、代わりに「戦略的利益」という言葉を用いるのである（2番目のカテゴリーは「重要な利益」、3番目は「二次的に重要な利益」）²⁹。

紹介してきたように、学術的、論理的に「核心的利益」を分析しようとする見解の中では、この言葉の使用について慎重であるべきという意見が多い。核心的利益を拡大すべきだという意見について、たとえば北京航空航天大学の張文木は、明確にそう述べたわけではないが、長年の彼の主張からはそのように読み取れると分析する中国の識者もいる³⁰。張文木の主張は、グローバル化が進んだ現代において、海外利益とエネルギーの生命線を守るために制海権を勝ち取らねばならず、空母を含めた海軍力の整備が必至であるというものである。張のような主張は、中国外交部関係者や研究者の間では少数派であるが、世論に対する影響力は小さくない。国力が上昇したことによる、このような主張について、王公龍は、国家の能力と核心的利益の間に因果関係はないと批判する。たとえば近代に入り中国は列強からの侵略を受けたが、その当時の中国に核心的利益が存在しなかったわけではないし、台湾問題がすぐに解決できないからといって、核心的利益にあたらなくてもいい。同様に、国力が増強されたからといって、核心的利益が増大するわけではないと言うのである³¹。

4. おわりに

もともと、中国において「核心的利益」という言葉は、国家利益の定義を精査する過程で誕生したというより、

台湾問題の中国にとっての重要性、さらに他国（特にアメリカ）への警告と牽制のために用いられた、極めて政治的な用語だった。しかし、中国の台頭と国際環境の変化に伴い、中国でも米中関係のあり方や国益を捉え直すべきという議論が起こる。その際、研究者らは欧米の国際関係論でも一般的な分類にのっとり、国益を核心的利益、重要な利益、一般的な利益、と分類する手法をとった。ただし、国際関係論の分類でいう「核心的利益（死活的利益）」と、中国政府がもともと使用していた「核心的利益」は、共通する部分もあるが、実は似て非なるものである。本来は中国独自の意味で用いられていた「核心的利益」を、より一般的な国益定義に収斂させようとする過程で、矛盾や解釈の混乱が起こっているというのが現在の状況といえよう。

戴秉国論文や2011年9月に発表された「中国の平和的発展」白書によって、中国政府による「核心的利益」の定義は提示されたが、具体的にどのような問題を核心的利益とすべきか、国益の優劣はどのような基準でつけるのか、新しく登場した利益・問題を核心的利益と呼ぶべきか否か、核心的利益と認めるべきではあるが宣言すべきでないのか、核心的利益でなく別の名称で呼ぶべきなのか、中国国内でも議論や問題意識は様々に分かれている。今後、この言葉の定義がどのように収束していくかは、中国がどのような対外政策方針を展開していくのかによって定まるのだろう。

「核心的利益」という言葉の変遷を辿っていくと、中国政府は「核心的利益」に新しい定義を与えることが、近年起こっているような反響を引き起こすとは予想していなかったのではないかと仮説を立てることもできる。明らかになっている事実や資料が少ない中で推測の域を出ないが、最初はアメリカにとって台湾問題の重要性を理解してもらうため、次に重要性を誇示し牽制するため、さらに、受動的に訴えるだけではない、上昇した国力によりふさわしい意味を与えるため使用しようとし

29. 朱鋒、前掲。

30. 章迪禹「中国“核心利益”之辩」『世界知识』2011年第19期。

31. 王公龍、前掲。

た。最新の定義では、米中関係が戦略的かつ対等な関係になったことを示す象徴となるはずであった言葉が、「中国は南シナ海を核心的利益と見なしている」という警戒が起こり、その目論見が外れてしまったというのが実態ではないか。あるいはこの推測は間違っており、よく言われているように、中国が対外強硬姿勢をとり始めた兆しと解釈するのが正しかったということになるのかもしれない³²。いずれにせよ、外部からの関心や「以前はこうだった」という先入観をもち、中国外交を分析するのではなく、中国のさまざまなアクターの視点を捉える努力が必要であろう。

※この論文は、慶應義塾大学東アジア研究所 現代中国研究センターのプロジェクト成果として執筆したものです。

32. 2012年1月17日『人民日報』に、釣魚島（尖閣諸島）を「中国の核心的利益」と呼ぶ記事が登場した（『産経新聞』2012年1月30日）。共産党機関紙である『人民日報』でそのような記事が登場したことは注視すべきであるが、この記事を書いた“鐘声”署名の人物（一人ではない可能性もある）は、2011年8月2日『人民日報』においても、南シナ海でのフィリピンの行動を批判し、「中国は“論争を棚上げし共同開発を進める”という原則を維持しているが、それは他国が中国の領土を食い荒らすのに任せておくことを決して意味しないと、関係諸国ははっきり認識しておくべきである。この問題で重大な戦略的ミスを犯した国は、相応の報いを受けることになる」という記事を書き、物議を醸した。中国のメディアも、報道の自由が許される限界を模索しつつ活動するようになっているが、政府系機関紙はどうなっているのかという研究・検証も今後は必要であろう。

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2011.10.17(Vol.5-No.47)	教育	学校の災害対応マニュアルにPDCAサイクルを導入せよ ～文科省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」に追加すべきポイント～ 主席研究員 亀田 徹
2011.9.30(Vol.5-No.46)	外交・安全保障	日米同盟は深化しているか —日米安保共同宣言以降の変化から— 主席研究員 金子将史
2011.7.12(Vol.5-No.45)	経済	東日本大震災後の電力政策に関する4つの視点 研究員 宮下量久
2011.6.17(Vol.5-No.44)	地域政策	東日本大震災100日の課題について ～復興を軌道に乗せるための3つの取り組み～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.27(Vol.5-No.43)	教育	『教育委員会による点検評価』をチェックする ～形式主義を打破するための制度は機能しているか～ 主席研究員 亀田 徹
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 —中国の海外利益増大に伴う新たな課題— 主任研究員 前田宏子
2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かすか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設受忍は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファインコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通

Date/No.	分野	タイトル・著者
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長／「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー／横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモロ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー／前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー／東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー／中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第 89 条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 ～廃止をタブー視するな～ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知

Date/No.	分野	タイトル・著者
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 － P H P 「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く P H P 総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもいます。国内に眼を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智恵が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 6-No. 48)

2012 年 2 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研

株式会社 PHP 研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町 21 番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「グローバル・リスク分析」、「『先進的安定化勢力・日本』のグランド・ストラテジー」、「地域主権型道州制」、「日本の対露総合戦略」、「日本の危機管理能力」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・ 政策研究、提言
- ・ 論文
- ・ イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。